

令和8年度

すみれ野自治会 第1回通常総会

すみれ野自治会

令和8年3月28日

日時：令和8年3月28日（土）15：00～

場所：すみれ野自治会館

令和8年度 すみれ野自治会 第1回通常総会 次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶・本部役員紹介
3. 新組長及び新班長の紹介
4. 議長選出

議題

- ・第1号報告 令和7年度事業報告
- ・第2号議題 令和8年度事業計画・一般会計予算（案）
- ・第3号議題 すみれ野自治会規約の一部変更について
- ・第4号議題 総会の書面開催について
- ・第5号議題 任期満了に伴う役員改選について

【第1号報告】 令和7年度事業報告

令和7年度の主な取り組みについて報告いたします。

(1) 自治会館の取組について

令和7年度は引き続き自治会館に関連した取り組みに注力しました。各種事務処理を完了し、外構工事対応、建物内の環境整備、そして自治会館を活用したイベントを実施しました。

7月26日には自治会館オープニングイベント（記念行事）を開催し、会館竣工を祝しました。セレモニーでは香芝市長、近隣自治会長、校長先生、建設会社代表者さまをご来賓に迎え、歴代の役員も参加し、ご祝辞を頂戴したり、テープカット、居合の記念演武などで祝いました。午後は部会・役員さん企画のお楽しみイベントを実施しました。ヒロ赤星さんによるショーやお楽しみ縁日などで多くの皆さまに楽しんでいただきました。法人会員さまからもお楽しみ企画や差し入れをいただくなど、地域ぐるみで祝うことができました。

会館の利用については丁寧に対応しました。会館建物は消防法上「小規模地区公民館」区分で認可を受けており、利用者は原則会員に限定される規定があること、また利用者が収益を得る使い方は土地貸借契約で禁止されていること、加えて本会は収益事業を実施しない整理により税務上の各種減免処置等を受けているおり、これらに違反すると罰則やペナルティーがあります。また会館の利用にあたっては、適正な利用の確認、防火点検、機材・物品の整理整頓や破損・紛失チェック、清掃・ゴミ持ち帰り確認、また事故時の対応、鍵・使用料等の授受など、多岐に渡る管理対応が必要となります。

前記ルールと管理体制の整備・運用にはまだ準備が必要なため、当面、自治会の施策等を中心に自治会役員（本部・組長・部会長）の責任下による使用を開始しました。

自治会の施策として実験的な取り組みも行いました。11月22日には会館をオープンして自由に使用できる「フリー会館」、12月20日には飲食を伴う懇親会「すみれ野忘年会」を実施し、会員間の懇親を図りました。それぞれ70名もの方にご参加をいただきました。これほど多くの方にご参加いただいたことに驚きと感謝を感じております。また会館の利用状況や利用者アンケートなどを通じて、今後の取り組みに有益な基礎情報を得ることができました。

(2) 行事について

行事としては、前述の会館活用の施策に加え、一斉清掃や火の用心イベントを実施しました。

5月25日の春季一斉清掃では373名、10月26日の秋季一斉清掃では347名もの多くの方にご参加いただきました。「大人も子供も一緒になって自分たちの地域を自分たちできれいにする」という趣旨の取り組みへのご理解ご協力で厚く御礼申し上げます。

自主防災活動では、12月20日夜に「火の用心イベント」を実施しました。今回も大人・子どもあわせて約100名近くの方にご参加いただきました。「火の用心！」と大きな声で地域の防災活動に貢献をいただいた皆様、準備や当日の対応を進めていただいた皆様ありがとうございました。更に、地域の事業者とのつながりのため、法人会員様からのご協賛を募集したところ、やまと園すみれ野様、スイーツミナミ(SWEETS373)様、ソフィアメディ訪問看護ステーション香芝様、葛城自動車マツダオートザム葛城様、美容室CELUX様、SOUSEI様からご賛同をいただきました。厚く御礼を申し上げます。昨今、ご近所でもなかなか顔を合わしたり話をする機会が少ないと言われております。自治会の行事がつながりをつくる良いきっかけになれば、と願っております。

(3) 安全・安心の取組について

今年度は会館への防犯カメラの整備やメンテナンスや一部電柱幕の差し替えを実施しました。

生活道路では、相変わらず危険な速度での住宅地内を通り抜けする部外者の車両が多い状況であり、令和6年度に設置いただいた狭窄設備があっても一部車両は減速せずに地域内を高速に通過していくなど、まだまだ危険な状態は解消できていません。すみれ野は速度規制も無いため60キロ近い速度であっても取締り対象にはなりません。

9月には藤ノ木橋付近交差点で自動車2台が出会い頭に衝突し、はずみで1台が川のガードレールに激突して横転するという重大事故も発生しました。朝の通学時間帯で通学路でもあるため、状況によっては子どもが巻き込まれていた恐れもあります。これまでも自治会からは再三、警察や市役所に速度規制について要請していましたが、次年度以降についても、生活道路の安全対策については力を入れて継続的に要請していく必要があります。

(4) 新たな取り組みについて

令和6年度に整理した専門部会体制では、役員の任期にとらわれず、専門的・継続的な取り組みを可能とする枠組みを作りました。非常にありがたいことに役員経験者に継続的に活動をいただくことができ、会館建設や安全対策、イベントなどを取り組むことができるようになりました。

自治会メール配信についても、約160名の方にご登録をいただいております。これにより回覧を補完する情報伝達や手段として、従来困難だったイベント当日の連絡なども可能となりました。

防犯灯等の費用や清掃活動などの公平な負担を求めるために、自治会に加入していない方にも「地域協力金」を求めるというルールを役員会にて整理しました。これにより、費用や稼働などの負担の公平性を確保していきます。

令和7年度の主な取り組みは以上となります。詳細は別紙にてご報告いたします。

<別紙1> 令和7年度活動報告

令和8年3月28日 提出
すみれ野自治会 会長 土井 俊介

【第2号議題】 令和8年度事業計画（案）

令和8年度事業計画並びに予算について

令和8年度は以下の取り組みを進めます。

（1）交通安全の取り組み

令和7年度に発生した重大事故や、部外者による生活道路の危険な速度での通り抜けの頻発を受けて、自治会としても対策の取り組みを強化します。

令和8年度は生活道路の30キロ規制が施行される予定ですが、地域内の生活道路が適用されるかどうかの明確な回答は未だ得られていません。また「自転車で歩道を通行してはいけない」という一側面に偏った報道や指導を受けて、車通りの多い道路で子どもさんや高齢者が車道や路側帯を走行するケースも増えております。香芝を含め奈良県内では自転車が安全に通行できるような構造となっている道路はほぼありません。警察によると「各自の判断で危険と思えば自転車の歩道の走行は問題ない」とのことです。

このように会員の安全に寄与するための情報共有、また、市・警察への働きかけや確認、地域からの意見・要望は重要な取り組みと認識しております。

また、交通安全に対して課題感をお持ちの方が主体的に取り組みができる枠組みの整備も検討しています。例えば「自宅前が通り抜け道となり困っている」「バイクの公園歩道の通り抜けが危ない」「常習的に危険な運転をする車両の情報」「川中橋交差点での信号設置」など課題認識をお持ちの方が情報を持ち寄り、行政への要望や交渉・資料作成・調査実施等を主体的に実施できることを目指します。

（2）自治会館を活かした取り組み

令和7年度実施のフリー会館をはじめとした各種取り組みを通じて得た知見を踏まえて、好評だった卓球台の使用やボードゲームなどができるフリー会館の実施日の増加を検討しております。ただし管理体制等も整っておらず、安全の確保、美化・清掃など少なからず課題等も垣間見えたため、当面は、自治会関連会議や、行事・フリー会館など自治会（役員会・各部会）が主催する行事・施策を中心に活用を進めていきます。

（3）自治会行事について

自治会の全体行事としては、例年通り春・秋の2回の一斉清掃を予定しています。また「火の用心」や防災・救命の取り組みも自主防災会や各部会体制で検討する予定です。

自治会員の有志で企画する行事（例えば、映画鑑賞会、ダンス教室、パソコン相談会、健康体操、手芸教室、ゲーム大会、運動会、クリスマス会、卓球大会など）を気軽に実施できるよう、イベント部会の枠組みを活用して積極的に後押しする予定です。

（4）公平な負担の確保

令和7年度の役員会で定めた地域協力金規程（一部の自治会に加入していない方からも公平な費用・稼働負担確保のために協力金を徴収する）については、地域の公平な負担の確保のためにご理解をいただくように粛々と進めます。

予算については、上記事業計画を踏まえ、計画をいたします。

<別紙2> 令和8年度 すみれ野自治会 一般会計予算（案）

以上、ご審議願います。

令和8年3月28日 提出
すみれ野自治会 会長 土井 俊介

【第3号議題】すみれ野自治会規約の一部変更について

すみれ野自治会の規約について、一部変更を行います。

変更箇所とその理由は、＜別紙3-2＞すみれ野自治会規約 変更箇所比較表にて記載します。

これに伴い、平成28年の本自治会発足過渡期に建設された一部の集合住宅等において、入会協力金等の納付無しで入会可能としていた暫定対応は終了とし、以後の新規加入においては「入会協力金・開発協力金取り扱い要綱」に従うこととします。
なお、現時点で当該集合住宅の会員の方の会費等に変更は生じないことを加えて申し上げます。

＜別紙3-1＞すみれ野自治会規約（案）

＜別紙3-2＞すみれ野自治会規約 変更箇所比較表

令和8年3月28日 提出
すみれ野自治会 会長 土井 俊介

【第4号議題】総会の書面開催について

令和8年度における以後の総会については、役員会での議決により、書面での開催を可能とすることにします。

令和8年3月28日 提出
すみれ野自治会 会長 土井 俊介

【第5号議題】任期満了に伴う役員改選について

任期満了に伴い、令和8年度の以下役員について、改選します。

令和8年度 役員体制

役職	氏名	住所
会長		
副会長		
事務局長		
会計		
監事		
監事（組長）		